

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

2024年4月版

クレディ・アグリコル生命は、「じぶん年金 介護プラス」の「ご契約のしおり・約款」をWeb版でご提供しております。

- Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧には、下記のQRコードまたは検索コードが必要となります。

閲覧方法



QRコードでアクセス

QRコードを読み取って、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

ご契約のしおり・約款



Webサイトからアクセス

- 1 クレディ・アグリコル生命Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「商品情報」ページ下部の「Web版ご契約のしおり・約款」をクリック
- 3 下記の検索コードを入力して「検索」をクリック

ご契約のしおり・約款

0523115803

- 冊子をご希望のお客さまには、後日、クレディ・アグリコル生命よりお送りします。



ご契約の際には、この「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等についてご説明しています。

募集代理店 からの ご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険は、クレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店は、この保険の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。募集代理店では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等についてあらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

◎商品に関するご相談・お問い合わせ、クレディ・アグリコル生命所定の主な諸利率等のご照会等は、下記のクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまたはWebサイトまで



カスタマー
サービスセンター



0120-60-1221

受付時間：
月～金曜日 9:00～17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)

Webサイト

<https://www.ca-life.jp/>

公的保険 制度の ご案内

保険には大きく分けて強制加入の公的保険と任意加入の民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度について
くわしくは、右記の
Webサイトをご覧ください。

(一社)生命保険協会
「公的年金制度(老齢
年金制度)について」



金融庁「公的保険に
ついて～民間保険加入の
ご検討にあたって～」



ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」は、ご契約のお申し込みの際し
ての重要な事項を<契約概要>と<注意喚起情報>に分類のうえ記載しています。
契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

クレディ・アグリコル生命
マスコットキャラクター
コンフィ



- この保険はクレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- 為替相場、市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。

【募集代理店】

【引受保険会社】



クレディ・アグリコル生命保険株式会社
〒105-0021
東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター ☎0120-60-1221
Webサイト <https://www.ca-life.jp/>

日々、お客さまと
社会のために



CRÉDIT AGRICOLE
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

【引受保険会社】

「毎年受け取れる年金」に「要介護の 米ドル建ての 個人年金保険

毎年 受け取れる年金

20年または30年の長期に
わたり、定期的に年金が
支払われます。

商品パンフレット

P3

契約概要

P17

要介護のときの 上乗せ年金

要介護2以上と認定された
場合、上乗せの介護加算年金
が支払われます。

商品パンフレット

P3

契約概要

P17

米ドル建ての 個人年金保険

- 米ドル建ての好金利で運用
- 円安に伴う輸入インフレへのそなえにもなります。

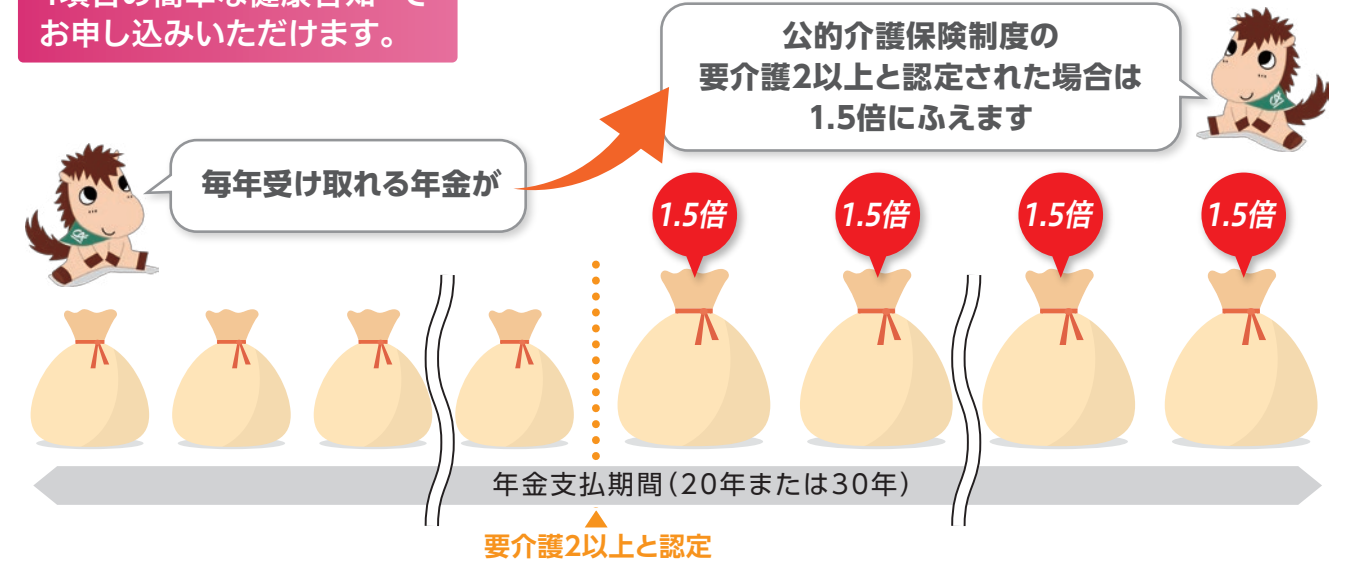
商品パンフレット

P3

※「毎年受け取れる年金」(基本年金)、「要介護のときの上乗せ年金」(介護加算年金)には、所定の支払事由がありますので、契約概要のP17「3 保障内容について」を必ずご確認ください。

年金のお受け取りイメージ

4項目の簡単な健康告知*で
お申し込みいただけます。



*健康告知の内容につきましてはP10をご覧ください。なお、健康状態によってはお引き受けできない場合があります。
※当図は年金のお受け取りを分かりやすく説明するために簡易的に作成したイメージ図です。



人生100年時代！

- ・長い人生を計画的に楽しく過ごすために、
- ・インフレになってもゆとりのある生活をするために、
- ・要介護になったとしても安心して過ごせるように、

じぶん年金★介護プラスが

お手伝いします。

⚠ この保険のリスクと費用について

- ・この保険は米ドル建てで運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。また、為替相場、市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。くわしくはP29をご覧ください。
- ・この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。くわしくはP27をご覧ください。

※この冊子では、わかりやすさの観点から約款上の用語を下記のとおり表記しています。

約款上の用語・記載内容	この冊子での表記
契約日から年金支払開始日の前日までの期間	据置期間
基本年金の一括支払の支払額	基本年金の一括支払額
すでに支払事由の発生した基本年金の合計額	既払基本年金合計額

「じぶん年金 介護プラス」の特徴としくみ



この保険の年金支払が終了した後の生活資金として、貯蓄やその他の金融商品によるご準備など、バランスの取れたマネープランをご検討ください。

1 毎年受け取れる年金

年金支払期間中に被保険者をご存命の場合、基本年金をお支払いします。

据置期間	2年	
契約年齢*1	50歳～73歳	74歳・75歳
年金支払期間	20年または30年	20年

*1 契約日における被保険者の満年齢
*2 積立利率は毎月1回(1日)に設定され、契約日における積立利率が据置期間、年金支払期間を通じて適用されます。

2 介護へのそなえも

年金支払期間中に被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合、基本年金額の1.5倍の年金(基本年金額+介護加算年金額)をお支払いします。

※ 介護加算年金は、要介護2以上の認定の効力が生じた日*2以後最初に到来する年金支払日からお支払いします。

3 万一、お亡くなりになっても

死亡時になった時金と保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、次のいずれか大きい額を死亡一時金としてお支払いします。

- ①死亡既払時保証金額(基本保険金額と同額)から基本年金合計額を差し引いた額
- ②基本ものの年金の一括支払の請求を受け付けたとして計算した額



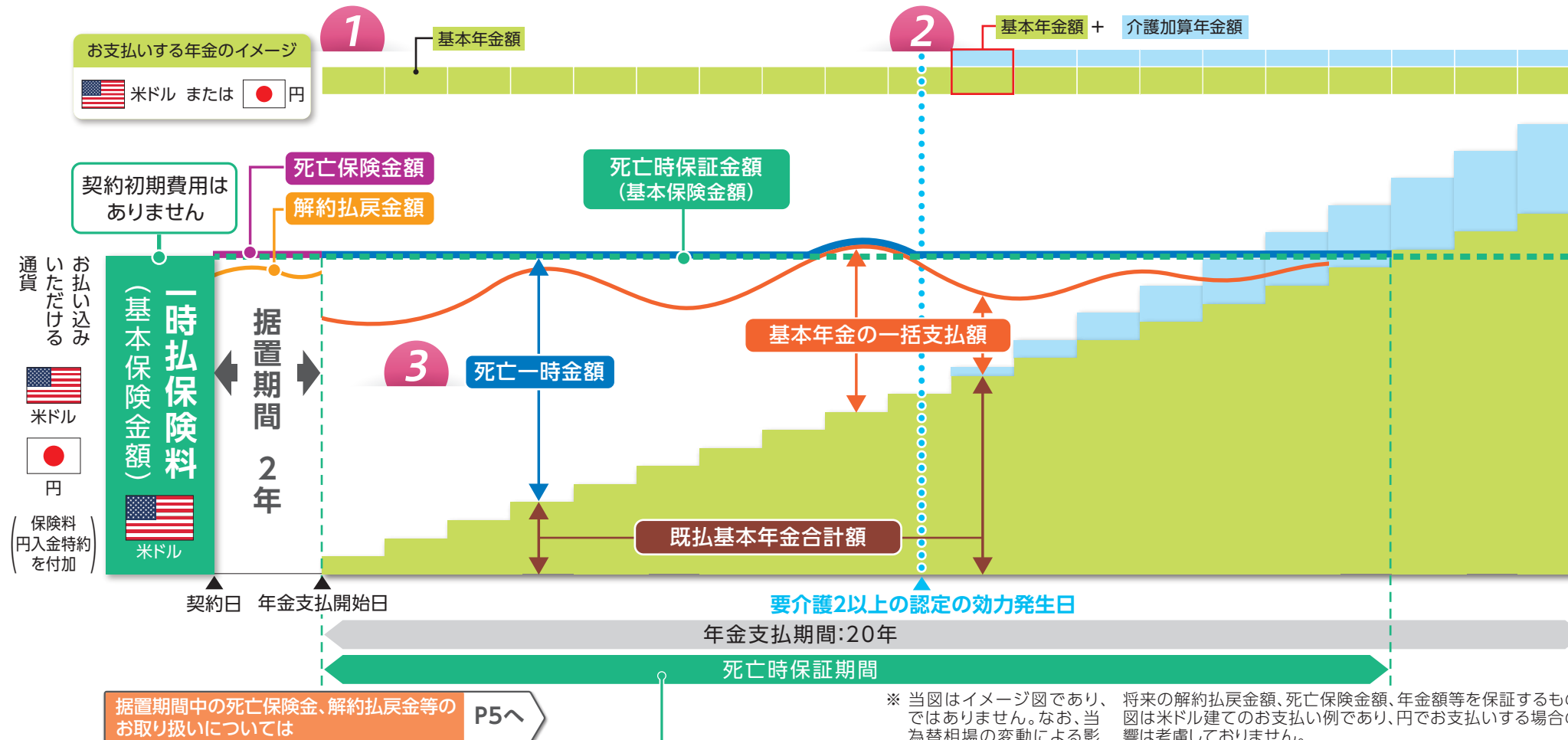
死亡あり 時保証期間経過後は、死亡一時金のお支払いはありません。



・要介護2以上の認定の効力が生じた日*2が契約日から2年以内の場合、米ドル建ての一時払保険料相当額または解約払戻金額のいずれか大きい額をお支払いして、ご契約は消滅します。
・ご契約時の金利情勢等によってはお取り扱いできない年金支払期間がある場合があります。

*2「認定の効力が生じた日」とは、要介護認定(新規)および要介護状態区分の変更の認定の場合は申請日となります(認定日ではありません)。なお、要介護認定の更新の場合は、更新前の要介護認定の有効期間満了日の翌日となります(申請日、認定日ではありません)。

【イメージ図：年金支払期間20年、基本年金を10回お支払い後に要介護2以上の認定の効力が生じた場合】



※ 当図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額、死亡保険金額、年金額等を保証するものではありません。なお、当図は米ドル建てのお支払い例であり、円でお支払いする場合の影響は考慮していません。



この保険の年金支払が終了した後は、被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡一時金をお支払いします。

有期年金については P5へ

どれくらい受け取れるのか、見てみましょう!



前提条件	一時払保険料	100,000米ドル
	積立利率	3.75%

被保険者：男性 年金支払期間20年の場合 (単位：米ドル)

契約年齢	基本年金額(20回)	年金支払総額	損益分岐年齢	基本年金を10回お受け取り後に介護加算年金の支払事由に該当された場合		
				基本年金額(20回)	年金支払総額	損益分岐年齢
50歳	7,509	150,180	65歳	7,509	187,720	64歳
55歳	7,576	151,520	70歳	7,576	189,400	69歳
60歳	7,674	153,480	75歳	7,674	191,850	74歳
65歳	7,846	156,920	79歳	7,846	196,150	78歳
70歳	8,203	164,060	84歳	8,203	205,070	83歳
75歳	8,883	177,660	88歳	8,883	222,070	87歳

被保険者：女性 年金支払期間20年の場合 (単位：米ドル)

契約年齢	基本年金額(20回)	年金支払総額	損益分岐年齢	基本年金を10回お受け取り後に介護加算年金の支払事由に該当された場合		
				基本年金額(20回)	年金支払総額	損益分岐年齢
50歳	7,434	148,680	65歳	7,434	185,850	64歳
55歳	7,440	148,800	70歳	7,440	186,000	69歳
60歳	7,436	148,720	75歳	7,436	185,900	74歳
65歳	7,431	148,620	80歳	7,431	185,770	79歳
70歳	7,485	149,700	85歳	7,485	187,120	84歳
75歳	7,734	154,680	89歳	7,734	193,350	88歳



・例示の年金額は、前提条件をもとに計算した概算値であり、将来の支払額、支払期間を保証するものではなく、表示の金額を下回る場合があります。
・年金額、年金支払総額はドル未満を切り捨てています。
・損益分岐年齢は年金支払累計額が一時払保険料以上となる年齢となります。
・個別のご契約の年金額等につきましては、保険設計書またはご契約後にお送りする保険証券にてご確認ください。

据置期間中(ご契約後2年間)のお取り扱い／有期年金について

据置期間中(ご契約後2年間)のお取り扱いについて

- 据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、被保険者のお亡くなりになった日の基本保険金額(一時払保険料)または解約払戻金額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。
- 据置期間中であれば、いつでも保険契約を解約することができます。解約する場合、解約払戻金額は下記の方法で計算します。

解約払戻金額 = 積立金額 × 市場価格調整率 - 解約控除の額

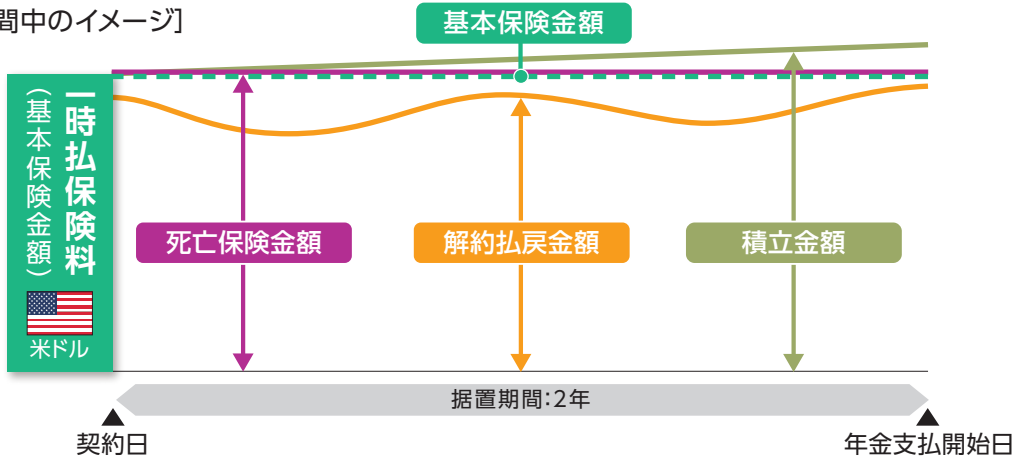
解約控除については P7へ

⚠ 解約する場合、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約払戻金額に反映させる市場価格調整が適用されます。また、解約にあたっては解約控除がかかりますので、**解約払戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。**

- 要介護2以上の認定の効力が生じた日*が契約日から2年以内の場合、米ドル建ての一時払保険料相当額または解約払戻金額のいずれか大きい額をお支払いして、ご契約は消滅します。

*「認定の効力が生じた日」とは、要介護認定(新規)および要介護状態区分の変更の認定の場合は申請日となります(認定日ではありません)。なお、要介護認定の更新の場合は、更新前の要介護認定の有効期間満了日の翌日となります(申請日、認定日ではありません)。
※「保険料円入金特約」を付加して、一時払保険料を円でお払い込みいただいたご契約についても、米ドルでのお支払いとなりますので、お受け取りになった米ドルを円に換算した際に、お払い込み時の円建ての金額を下回る場合があります。

〔据置期間中のイメージ〕



※ 当図は解約払戻金額が、基本保険金額を上回らなかった場合の例です。また、当図は米ドル建てのお支払い例であり、円でお支払いする場合の為替相場の変動による影響は考慮しておりません。

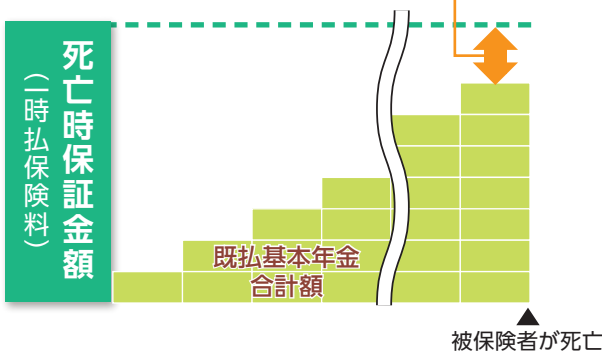
有期年金について

この保険の年金種類は「有期年金」です。

- 年金支払期間中、被保険者をご存命の場合のみ、年金をお支払いします。
- 年金支払期間にかかわらず、被保険者がお亡くなりになった時点で、年金のお支払いは終了(ご契約は消滅)します。年金支払期間中の年金支払、一生涯の年金支払を保証するものではありません。
- 被保険者が年金支払期間中にお亡くなりになった場合、死亡時保証期間中であれば、死亡一時金をお支払いして、ご契約は消滅します。ただし、死亡時保証期間経過後は、死亡一時金のお支払いはありません。
※ 死亡一時金についてくわしくはP19をご覧ください。

〔お支払いイメージ(死亡時保証期間中)〕

死亡一時金額をお支払いしてご契約は消滅します。



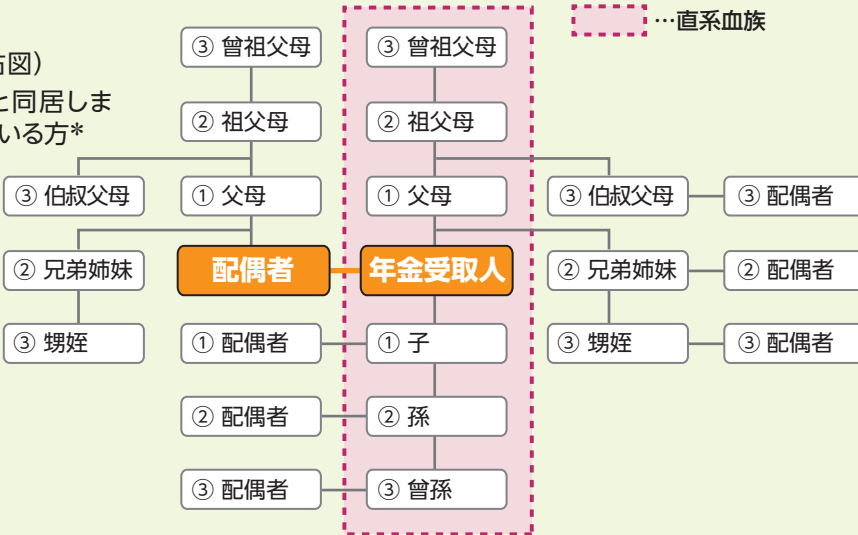
指定代理請求特約について

年金受取人が年金を請求できない場合でも、指定代理請求人が年金を請求することができます。

年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難な場合、あらかじめ指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定しておくことで、年金受取人の代理人として、年金を請求することができます。

指定代理請求人の範囲

- ① 年金受取人の戸籍上の配偶者
- ② 年金受取人の直系血族(右図)
- ③ 年金受取人の3親等内の親族(右図)
- ④ ①～③以外の方で年金受取人と同居または年金受取人と生計を一にしている方*
- ⑤ 年金受取人との財産管理契約により財産管理を行っている方*



*フレディ・アグリコル生命所定の書類等により、その事実が確認でき、かつ年金受取人のために年金を請求すべき適当な関係があるとフレディ・アグリコル生命が認めた場合にご指定いただけます。

指定代理請求特約のメリット

その1 年金のご請求、お受け取りがスムーズにできます。



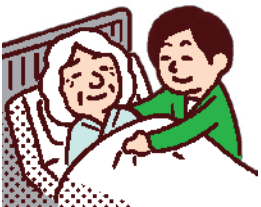
要介護や認知症になり判断能力が低下した場合、ご本人が預金の引き出しを行えない場合があります。

預金口座が凍結されるとご家族が介護費用や生活費などを負担する必要に迫られることも。

指定代理請求特約を付加していれば、年金のご請求、お受け取りがスムーズにできます。

※ 指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金をご請求される場合、指定代理請求人の口座でもお受け取りいただけます。ただし、この場合でも、その財産の帰属先は年金受取人となります。
※ ご請求の際には、年金受取人が年金を請求できないフレディ・アグリコル生命所定の事情の存在が分かる証明書等のご提出およびフレディ・アグリコル生命の承認が必要です。

その2 指定代理請求特約には、費用がかかりません。



指定代理請求特約には保険料等の費用はかかりませんので、安心してご利用いただけます。

解約控除、基本年金一括支払控除／基本年金 の一括支払／市場価格調整について

解約控除、基本年金一括支払控除について

解約日または基本年金の一括支払の請求受付日*が契約日から10年未満の場合、市場価格調整を適用した金額に解約控除または基本年金一括支払控除がかかります。

* 完備した基本年金の一括支払のご請求に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日

解約控除の額	積立金額 または 基本保険金額 のいずれか小さい額 × 解約控除率
基本年金一括支払控除の額	基本年金の一括支払額の基準となる金額 または 基本保険金額 のいずれか小さい額 × 基本年金一括支払控除率

項目	解約控除率	基本年金一括支払控除率									
契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	
控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	

解約または契約日から10年未満の基本年金の一括支払にあたっては、市場価格調整を適用した金額に解約控除または基本年金一括支払控除がかかりますので、解約払戻金額や既払基本年金合計額と基本年金の一括支払額を合計した金額が一時払保険料を下回る場合があります。

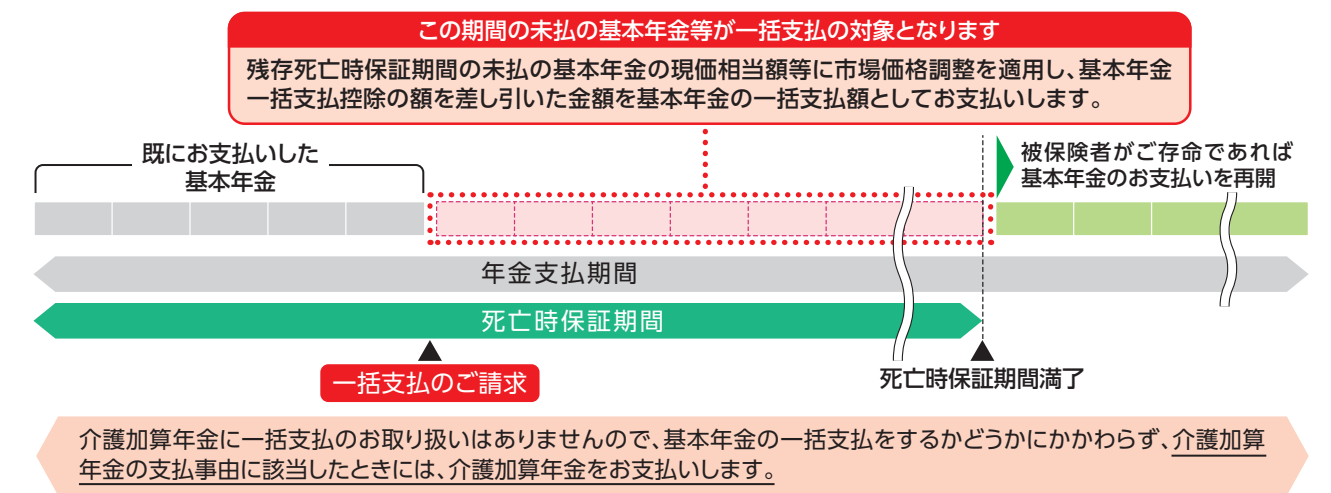
基本年金の一括支払について

● 死亡時保証期間中の最終の年金支払日前であれば、残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額等（基本年金の一括支払額の基準となる金額）をもとに計算した金額を基本年金の一括支払額としてお支払いします。基本年金の一括支払額は、下記の方法で計算します。

基本年金の一括支払額 =
$$\left(\text{残存死亡時保証期間中の未払の基本年金の現価相当額} + \text{死亡一時金の支払いのために必要な額としてクレディ・アグリコル生命の定める方法により計算した金額} \right) \times \text{市場価格調整率} - \text{基本年金一括支払控除の額}$$

* 基本年金の一括支払額の基準となる金額

〔基本年金の一括支払のイメージ〕



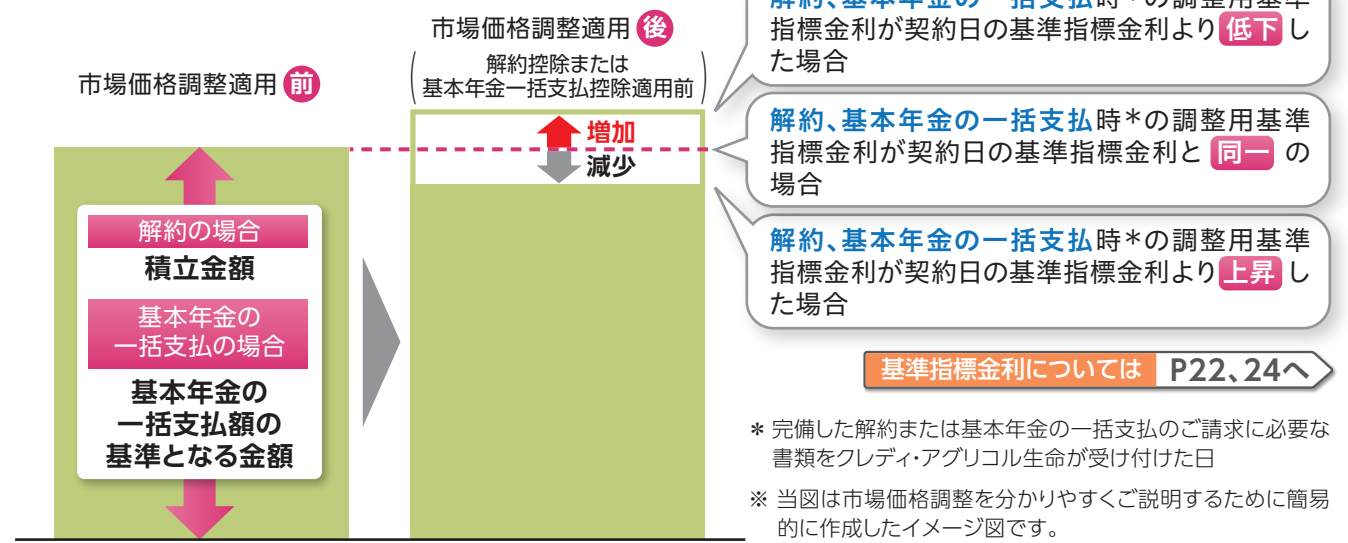
* 介護加算年金は、要介護2以上の認定の効力が生じた日以後最初に到来する年金支払日からお支払いします。
* 介護加算年金のお取り扱いについては、据置期間中および年金支払期間中、年1回お送りする「ご契約状況のお知らせ」でもご案内いたします。

基本年金の一括支払にあたっては、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を基本年金の一括支払額に反映させる市場価格調整が適用されます。さらに、契約日から10年未満の基本年金の一括支払の場合は基本年金一括支払控除がかかりますので、既払基本年金合計額と基本年金の一括支払額を合計した金額が一時払保険料を下回る場合があります。

市場価格調整について

解約、基本年金の一括支払をする場合、契約時と解約時または基本年金の一括支払時*の市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約払戻金額、基本年金の一括支払額に反映させる市場価格調整が適用されます。

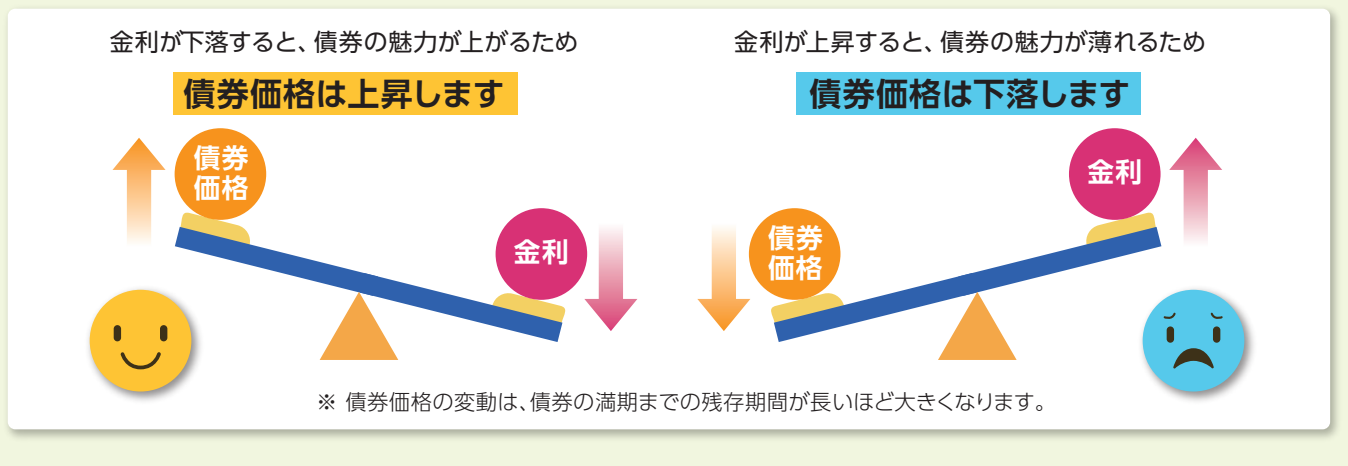
〔市場価格調整の影響（イメージ）〕



* 完備した解約または基本年金の一括支払のご請求に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日
* 当図は市場価格調整を分かりやすく説明するために簡易的に作成したイメージ図です。

ご参考 金利と債券価格の関係

この保険は主に債券で運用するため、金利の変動によって解約払戻金額、基本年金の一括支払額は変動します。



Q1 元本割れするのは、どのような場合ですか？

A

次のような場合は、一時払保険料を下回ることがあります。

1

死亡時保証期間中、基本年金の一括支払をした後、基本年金の再開を待たずにお亡くなりになった場合

※ 死亡時保証期間中に基本年金の一括支払をした場合、死亡一時金のお支払いはありません。

2

解約、基本年金の一括支払時に、ご契約時より市場金利が高い場合（積立金額または基本年金の一括支払額の基準となる金額に市場価格調整を適用した金額が減少する場合）や解約控除、基本年金一括支払控除が適用される場合

3

「保険料円入金特約」を付加して、一時払保険料を円でお払込みいただいたご契約で、お受け取りになった米ドルを円に換算した際に為替差損が生じた場合や米ドルで一時払保険料をお払い込みいただく際や米ドルでお受け取りになる際に金融機関の手数料をご負担いただいた場合

※ 要介護2以上の認定の効力が生じた日が契約日から2年以内の場合、米ドル建ての一時払保険料相当額または解約払戻金額のいずれか大きい額をお支払いしてご契約は消滅しますが、お受け取りになった米ドルを円に換算する際にも為替差損が生じる場合があります。

Q2 介護加算年金に税金はかかりますか？

A

いいえ、かかりません。

所得税法上、生命保険契約による給付のうち、身体の傷害（病気を含む）に基づいて被保険者が受け取るものは非課税です。

ただし、基本年金額は、雑所得として所得税、住民税の対象になります。

Q3 年金などは円でも受け取れますか？

A

はい、お受け取りいただけます。

死亡保険金、解約払戻金、年金、死亡一時金、基本年金の一括支払額等は、米ドルのほか、円でお受け取りいただけます。

※ 年金を円でお受け取りになる場合、「年金円支払特約」を付加し、各年の年金支払時に円に交換します。「年金円支払特約」を付加した後に、米ドルでの年金支払をご希望の場合は、「年金円支払特約」の解約が必要です。ただし、既に年金支払日が到来した年金について、「年金円支払特約」を解約して米ドルでお支払いすることはできません。

Q4 年金支払期間中に解約することはできますか？

A

いいえ、できません。

解約は据置期間中（契約日から2年間）のみの取り扱いとなります。

年金支払期間中は、死亡時保証期間中の最終の年金支払日前であれば基本年金の一括支払が可能です。基本年金の一括支払後もご契約は消滅せず、死亡時保証期間経過後に被保険者がご存命の場合は、基本年金のお支払いを再開します。なお、基本年金の一括支払をした場合でも、支払事由に該当したときには、介護加算年金をお支払いします。

Q5 年金は分割して受け取れますか？

A

はい、お受け取りいただけます。

年金額を分割してお受け取りいただけます。この場合、年金額分割払特約（20）と年金円支払特約があわせて付加され、円でのお受け取りとなります（米ドル建てのまま年金額を分割してお支払いすることはできません）。分割回数は、年2回、年4回からご指定いただけます。ただし、米ドル建ての年金額の円換算額を分割した額が10万円に満たない場合は、その年の年金については分割払はお取り扱いしません。

年金額分割払特約（20）、年金円支払特約については P21へ

Q6 告知項目はどのような内容ですか？

A

お申し込みに際し、下記の4つの項目について、被保険者の方に健康告知をしていただきます。

下記の4つの項目に1つでも該当する場合はお申し込みいただけませんので、ご注意ください。

[告知いただく項目]

1	最近3か月以内に、入院をしたこと、または医師から入院・手術をすすめられたことがありますか。
2	過去5年以内に、下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）・パーキンソン病・アルツハイマー病・統合失調症・双極性障害（躁うつ病）・うつ病・アルコール依存症
3	今までに、認知症、軽度認知障害（MCI）またはその疑いで医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
4	今までに、つぎの①～③に該当する申請をしたことがありますか。 ① 公的介護保険制度の要介護または要支援の認定申請 ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付申請 ③ 公的年金制度に基づく障害年金、障害手当金または障害一時金の給付申請

税金のお取り扱いについて

外国通貨建て保険のお取り扱いについて

- この保険の税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。
この場合、下記の為替レートで外国通貨(米ドル)を円に換算したうえで円建ての生命保険と同様に取り扱われます。

対象		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料受領日	TTM(対顧客電信相場仲値)
年金	所得税の対象となるもの	年金支払日	TTM(対顧客電信相場仲値)
	贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権確定日	TTB(対顧客電信買相場)
解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約日	TTM(対顧客電信相場仲値)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日	TTM(対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となるもの		TTB(対顧客電信買相場)

- 「保険料円入金特約」を付加した場合、一時払保険料は円でお払い込みいただいた金額が基準となります。また「円支払特約(12)」、「年金円支払特約」を付加した場合で、クレディ・アグリコル生命が、解約払戻金、死亡保険金、年金等を円でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が基準となります。

生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

※ その年の生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、保険料は一時払のため、**ご契約の年**(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります。一時払契約は12月末までのお払い込みでも、契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)のみ控除の対象となります。**なお、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。**

※ 年金受取人および死亡保険金受取人が契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。

解約の差益に対する課税

年金種類	税金の種類
介護加算付死亡時保証金額付有期年金	所得税(一時所得)+住民税

基本年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の基本年金支払時	所得税(雑所得)+住民税
	基本年金の一括支払時	

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、年金支払開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

介護加算年金に対する課税

- 所得税および住民税が非課税となります。

死亡保険金・死亡一時金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

ご参考 基本年金を受け取った際の雑所得の計算方法(契約者と年金受取人が同一人の場合)

毎年受け取る基本年金は雑所得として所得税、住民税の課税対象となります(他の所得と合算され、総合課税となります)。雑所得の計算方法は次のとおりです。

[基本年金の雑所得の計算方法]

雑所得 =

総収入金額

−

必要経費

※必要経費割合は小数点第3位を切り上げ

その年の円換算基本年金額

−

その年の円換算基本年金額 × 1回目(年金支払開始日)の円換算基本年金額 × 次のいずれか短い期間

①年金支払期間

②余命年数

- 年金の支払開始日における年齢別余命年数(抜粋)

余命年数は所得税法施行令82条の3別表に定める年金支払開始日における年齢の余命年数となります。

年金支払 開始日の年齢		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
平均余命	男性	19年	18年	17年	17年	16年	15年	14年	14年	13年	12年	12年	11年	10年	10年	9年	8年
	女性	23年	22年	21年	20年	19年	18年	18年	17年	16年	15年	14年	14年	13年	12年	11年	11年

- 雑所得の計算例

前提条件	契約者／被保険者／年金受取人	67歳男性(年金支払開始日の年齢)
	年金支払期間	20年
	一時払保険料	100,000米ドル
	基本年金額	7,800米ドル
	保険料受領日の為替レート(TTM)	1米ドル=100円
	年金支払開始日／その年の年金支払日の為替レート(TTM)	1米ドル=110円

総収入金額

その年の円換算基本年金額

858,000円

(7,800米ドル×110円)

−

必要経費

その年の円換算基本年金額 × 円換算一時払保険料

858,000円 × 10,000,000円(100,000米ドル×100円)

1回目の円換算基本年金額 × 平均余命

858,000円 × 14年 = 12,012,000円

(7,800米ドル×110円)

=858,000円−(858,000円×0.84) ※ 必要経費割合は小数点第3位以下を切り上げます。

=858,000円−720,720円

=137,280円

雑所得金額

※ 年金等(介護加算年金は除きます)を受け取った年に、給与所得(収入金額が2,000万円以下の場合)、退職所得、公的年金等に係る雑所得(公的年金等の収入金額が400万円以下の場合)以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合等、確定申告が必要になることがあります。



・外国通貨でお支払いする年金等に源泉徴収税額が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外国通貨に換算し、年金額等から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「保険料受領日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外国通貨でお支払いする税引き後の年金の支払総額等が、一時払保険料(外国通貨)を下回ることがあります。

・所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されます。

・税務については、2024年1月末現在の税法・税務取り扱いに基づく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取り扱いについては、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。

クレディ・アグリコル生命の付帯サービスについて

お受取書類のご案内／インターネット・サービス／ご家族登録制度

*1 この保険の被保険者に限ります。



健康に関して質問したいとき

24時間電話健康相談サービス

ご利用対象者
被保険者ご本人*1
そのご家族

- ・経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談にきめ細かくアドバイスいたします。
- ・各分野の専門医に相談できます。診断書や検査データの提出は不要ですので、お気軽にお申し込みください。

24時間電話健康相談 : 24時間・年中無休
専門医による電話相談(予約制) : 月~土 9:00~22:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)

相談料・通話料 無料

※ 専門医による電話相談は予約制です。相談時間は約15分間となります。

家族の介護のことで相談したい。

検診でポリープが見つかった。
ポリープからがんになることはある？



不意のケガの応急手当て、どうすればいいの？

旅行中に急な発熱。近くの医療機関を知りたい。



大きな病気になってしまったとき

メディカルナビゲーション

ご利用対象者
被保険者ご本人*1

●セカンドオピニオン手配サービス

この治療でよいか、他に治療法はないのか。納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医*2)へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

●「ドクターが薦める専門医*3」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きした上で、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

9:00~18:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く) セカンドオピニオン受診費用 無料 手配・情報提供費用 無料

症状の改善が見られずに不安。
このまま治療を続けていいのか？



主治医の病院で治療や手術はできないと言われた。

他の治療法がないのか？医師に相談したい。

*2 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

*3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において推薦・選考された専門医です。

※ 医療過誤、交通事故その他第三者の行為により生じた傷病又は紛争係属中の傷病に関するご相談はお受けできません。

※ 心療内科、精神科、美容外科、歯科および口腔外科など対象とならない診療科があります。

※ 情報提供した専門医による診察を保証するものではありません。また、受診の手配や診察の優先付け、治療に対しての便宜を図るものではありません。医療機関には、ご利用者から事前に連絡をして受診方法を確認する必要があります。

【共通のご注意事項】

- ・上記サービスは、保険商品の一部を構成するものではなく、クレディ・アグリコル生命の業務委託先であるティーパック株式会社が提供するサービスです。
- ・このサービスは、この保険のご契約が有効な場合にご利用いただけます。
- ・受けられたサービス内容についてクレディ・アグリコル生命は責任を負いかねます。
- ・ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。
- ・ご利用に際してティーパック株式会社が取得した個人情報、サービスに係る医療機関に提供することがあります。また、利用対象者確認の目的においてクレディ・アグリコル生命に提供することがありますが、サービス提供以外の目的で使用されることはありません。また、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
- ・このサービスは2024年4月現在のものであり、事前の予告なく変更・中止する場合があります。
- ・このサービスのくわしい内容については、保険証券に同封されるご利用案内をご覧ください。

お受取書類のご案内

契約者にお届けする書類の一例をご案内します。

各書類とも内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

申込時

- 意向確認書(お客さま控)
- 契約申込書(お客さま控)
- ※ 募集代理店によっては、郵送となる場合があります。

募集代理店より交付

契約後

- 保険証券
- 契約締結時交付書面
- 仮ユーザーID・仮パスワード通知書
- 契約内容の照会等ができる、インターネット・サービス マイページをご利用いただく際の初期登録に必要な情報が記載されています。

契約した年

- 生命保険料控除証明書
- 1月~9月契約⇒10月末に発送します。
- 10月~12月契約⇒契約日の翌月末に発送します。

据置期間および年金支払期間中

- ご契約状況のお知らせ
- 年1回(7月末頃)発送します。

年金支払開始日前

- 年金お支払手続きのご案内
- 年金支払開始日前に発送します。

年金支払時

- 年金お支払いのご案内
- 年金証書
- 年金受取人に郵送します。

クレディ・アグリコル生命
より郵送

※ 上記に記載されている内容は、2024年3月末現在のものです。送付内容、時期等が予告なく変更となる場合もありますのでご了承ください。

インターネット・サービス

- クレディ・アグリコル生命は、ご契約者のみなさまがWeb上でご自身の契約内容の確認や変更などを行うことができるように、インターネット・サービス マイページを提供しています。
- マイページでご利用いただける主なサービスは以下のとおりです。



契約内容照会・変更

生命保険の契約内容や変更内容などを確認することができます。
また、住所変更、メールアドレス、パスワードの変更等ができます。



書類の請求

各種書類の請求ができます。

- インターネット・サービスをご希望の際は、ご契約後に送付される保険証券に同封の「仮ユーザーID・仮パスワード」を使用して、クレディ・アグリコル生命Webサイトからお申し込みください。



- ・サービスのご利用に際し、インターネット接続などの料金が発生する場合、そのすべての料金はご契約者負担となります。
- ・「インターネット・サービス」は商品機能の一部ではなく、クレディ・アグリコル生命がご契約者に提供するサービスです。

ご家族登録制度

ご契約者(年金支払開始後は年金受取人。以下「ご契約者等」といいます)があらかじめクレディ・アグリコル生命所定の範囲のご家族*を登録することで、ご契約者等にかわり契約内容のご照会、各種書類のご契約者等への送付依頼、一部のお手続き(保険証券、年金証書の再発行、改姓・改名、住所変更)を行うことができます。

* ご契約者等の配偶者または3親等内の親族(3親等内の親族の範囲はP6をご覧ください)

※ ご登録いただけるご家族は1名のみとなります。

※ この制度のくわしい内容につきましては、保険証券に同封されるご案内をご覧ください。

契約概要

- 「契約概要」は、契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

- 商号 クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- 住所 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター ☎0120-60-1221
Webサイト <https://www.ca-life.jp/>
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

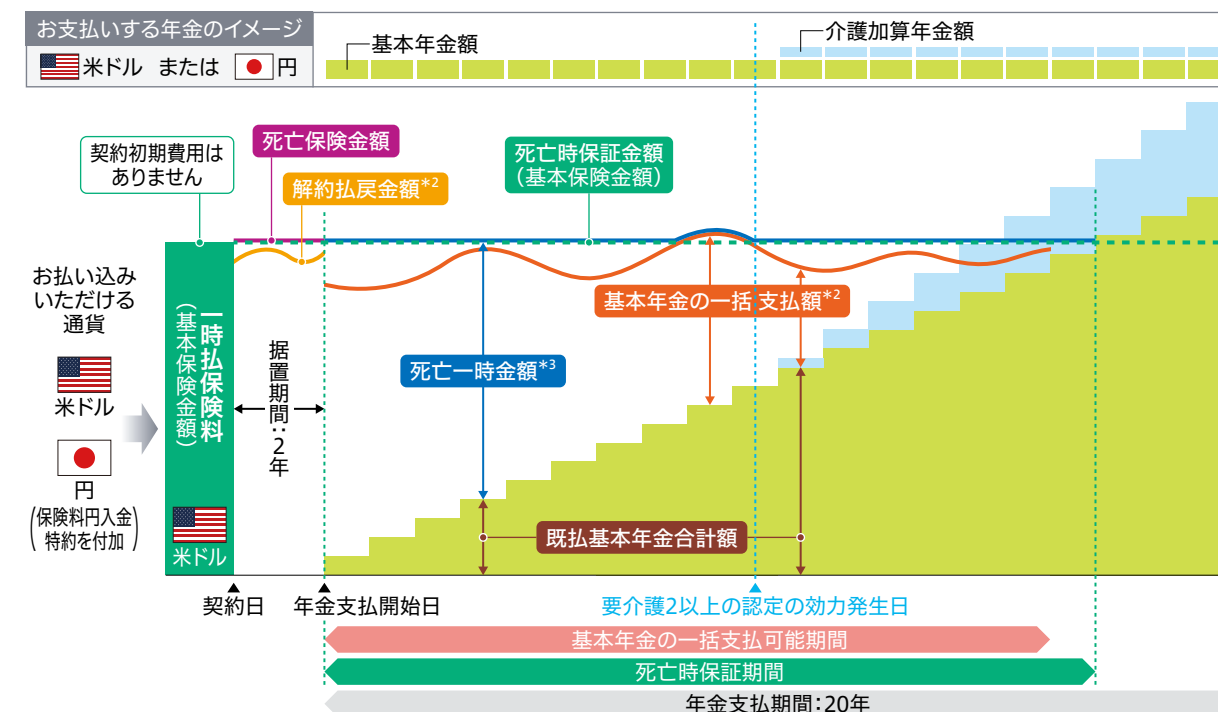
2 この保険の特徴としくみ

この保険は、以下のご意向があるお客さまを想定した商品です。

- 米ドル建てで運用しながら年金を受け取ることで、より充実した定期収入を得たいお客さま
- 年金支払期間中の介護保障を確保したいお客さま
- 据置期間、死亡時保証期間中の死亡保障を確保したいお客さま
- P29「この保険のリスクについて」に記載のリスクに伴う元本割れを許容できるお客さま

- この保険は、ご契約時に年金額が確定する保険料一時払の米ドル建ての個人年金保険（生命保険）です。
 - 契約日における積立利率を据置期間（2年）および年金支払期間を通じて適用します。
 - 被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されている限り基本年金をお支払いし、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合は介護加算年金を基本年金とあわせてお支払いします（介護加算付死亡時保証金額付有期年金）。
 - 基本年金額、介護加算年金額（基本年金額に50%を乗じた額）は、基本保険金額（一時払保険料）、契約日の積立利率、被保険者の契約年齢・性別、年金支払期間に基づき計算します。
 - 年金支払期間は、ご契約時に被保険者の契約年齢等に応じて20年または30年からご選択いただきます。なお、ご契約後に年金支払期間を変更することはできません。
 - 据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡保険金をお支払いし、年金支払期間中の死亡時保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします。「死亡保険金額」と「死亡一時金額と既払基本年金合計額を合計した金額」は、それぞれ米ドル建ての基本保険金額（一時払保険料）が最低保証されます。
- ※ 普通保険約款（介護加算付生存保障重視型年金保険（通貨指定型）〔米ドルプランA〕）では、年金支払開始日以後の死亡保障（死亡一時金を支払う際に基準となる死亡時保証金額の保証割合）を基本保険金額（一時払保険料）より低くして年金額を大きくする生存保障重視のしくみがありますが、この保険では、死亡時保証金額を基本保険金額の100%とするお取り扱いとなります。
- 死亡時保証期間中の最終の年金支払日前に、残存死亡時保証期間の基本年金および死亡一時金のお支払いに代えて、一時金をお支払いすること（基本年金の一括支払）ができます。

〈イメージ図〉 ※ 年金支払期間20年、基本年金を10回お支払い後、11回目の年金支払日に第1回の介護加算年金の支払事由*1に該当した場合



- *1 第1回の介護加算年金の支払事由についてくわしくはP17「3 保障内容について」の「お支払いする年金」をご覧ください。
 - *2 解約払戻金額、基本年金の一括支払額の計算の際は、市場価格調整および契約日からの経過年数によっては解約控除、基本年金一括支払控除が適用されます。くわしくはP23「6 解約払戻金等について」をご覧ください。
 - *3 死亡一時金額についてくわしくは、P19「3 保障内容について」の「死亡時の保障」をご覧ください。
- ※ 上図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額、死亡保険金額、年金額等を保証するものではありません。解約払戻金および基本年金の一括支払額の波線の動きは、市場価格調整による変動のイメージを示しています。なお、上図は米ドル建てのお支払い例であり、円でお支払いする場合の為替相場の変動による影響は考慮していません。



解約する場合等におけるリスクについて

- この保険の解約払戻金額は、積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、**解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**また、基本年金の一括支払額は、基本年金の一括支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となり、**基本年金の一括支払額と既払基本年金合計額を合計した金額が一時払保険料を下回る場合があります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

為替リスクについて

- この保険は、米ドル建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、**解約払戻金、死亡保険金、基本年金、介護加算年金、死亡一時金等をお支払時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をお払い込みいただいた時の為替レートで円換算した解約払戻金、死亡保険金、基本年金、介護加算年金、死亡一時金等の金額を下回る場合や、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した一時払保険料の金額を下回り損失が生じるおそれがあります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

その他のご注意

- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。**

お取り扱いにおけるご注意

- この保険の契約形態は、契約者と被保険者（年金受取人）が同一人の場合のみのお取り扱いとなります。

3 保障内容について

お支払いする年金

■ 年金支払開始日以後の年金のお支払いは、次のとおりです。

お支払いする年金	お支払額	支払事由(年金をお支払いする場合)
基本年金	基本年金額	(1) 第1回の基本年金 被保険者が年金支払開始日*1に生存されているときにお支払いします。 (2) 第2回以後の基本年金 ご契約時に定めた年金支払期間中の年金支払日*2に被保険者が生存されているときにお支払いします。 【年金支払期間*3】20年または30年
介護加算年金	基本年金額に50%を乗じた額	(1) 第1回の介護加算年金 被保険者が次のいずれにも該当されたときにお支払いします。*4 ① 責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日までに公的介護保険制度*5による要介護認定を受け、要介護2以上の状態*6に該当していると認定されたこと*7 ② 年金支払期間中の年金支払日に生存されていること (2) 第2回以後の介護加算年金 第1回の介護加算年金が支払われた場合、ご契約時に定めた年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されているときにお支払いします。

*1 契約日の2年後の契約日の年単位の応当日のことをいいます。(以下、同じ。)

*2 年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年金支払開始日の毎年の応当日のことをいいます。(以下、同じ。)

*3 被保険者が生存されているときに基本年金をお支払いする期間のことをいい、ご契約時に被保険者の契約年齢等に応じてご選択いただきます。ご契約後に年金支払期間を変更することはできません。

*4 被保険者が第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当し、その該当された日以後最初に到来する年金支払日(第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当した日が年金支払日である場合、その年金支払日を含みます。)に被保険者が生存されているときに、第1回の介護加算年金の支払事由が生じます。
※ 介護加算年金は、基本年金とあわせてお支払いします。

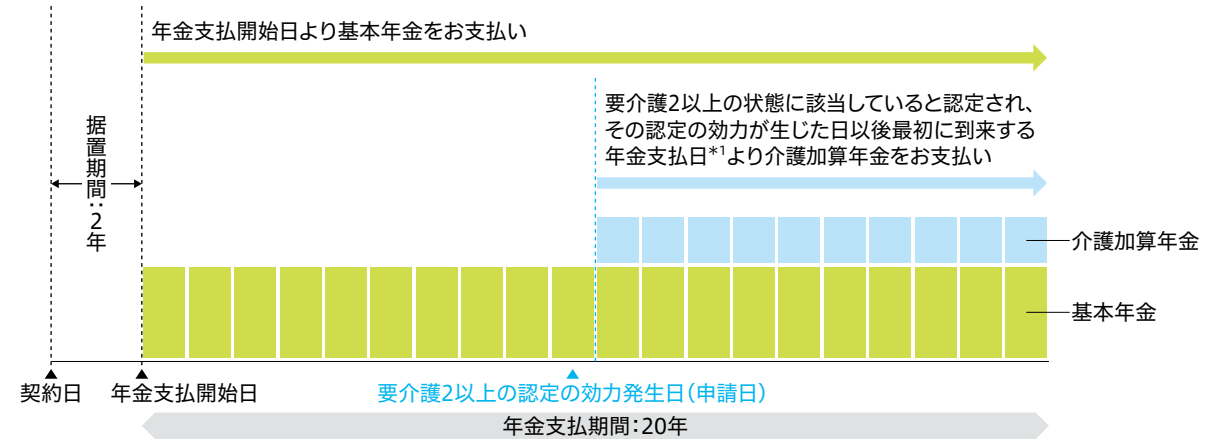
*5 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

*6 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

*7 介護保険法では、要介護認定の効力は申請日にさかのぼって生じると定められており、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じた日を第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当したときとします(認定日ではありません)。なお、要介護認定の更新の場合は、更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日にその効力を生じると定められています(申請日、認定日ではありません)。
※ 介護加算年金をお支払いできない場合についてくわしくは注意喚起情報のP32「4 保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

〈年金のお支払いイメージ図〉

※ 年金支払期間20年、介護加算年金の支払事由に該当し、年金支払期間の最終の年金支払日に生存されている場合・要介護2以上の認定の効力が申請日に生じた場合

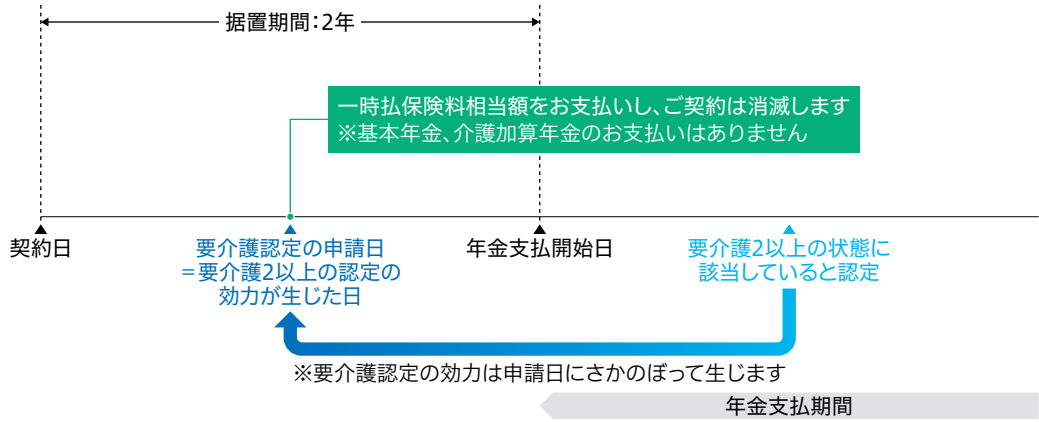


*1 年金支払日に要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が生じた場合は、その年金支払日を含みます。
※ 上図において、要介護2以上の認定の効力発生日(要介護認定の申請日)が年金支払期間の最終の年金支払日の翌日以後である場合は介護加算年金のお支払いはありません。

- 被保険者が公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が据置期間中に生じていた場合、米ドル建ての一時払保険料相当額(その認定の効力が生じた日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金額を下回るときは、解約払戻金額)*2を契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
*2 「保険料円入金特約」により米ドル建ての一時払保険料を円でお払い込みいただいたご契約についても、その円によるお払い込み金額ではなく、米ドル建ての金額となります。

〈年金支払開始日前に一時払保険料相当額をお支払いしてご契約が消滅する場合について(イメージ)〉

※ 年金支払開始日以後に認定された要介護認定の効力が年金支払開始日前に生じた場合



注意

- 介護加算年金は毎年ご請求いただく必要があります。
- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、お亡くなりになった日の翌日以後の基本年金、介護加算年金のお支払いはありません。
- 介護加算年金をお支払いできない場合についてくわしくは注意喚起情報のP32「4 保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

死亡時の保障

死亡保険金	据置期間中	据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の次のいずれか大きい額を死亡保険金受取人にお支払いします。 (1) 基本保険金額(一時払保険料) (2) 解約払戻金額
死亡一時金	年金支払開始日以後	年金支払期間中の死亡時保証期間 ^{*1*2} 中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の次のいずれか大きい額を死亡保険金受取人にお支払いします。 (1) 死亡時保証金額(基本保険金額と同額)から既払基本年金合計額を差し引いた額 (2) 基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した額

※1 年金支払開始日以後、被保険者がお亡くなりになったときに死亡一時金をお支払いする期間のことをいい、年金支払開始日から、被保険者が生存されていたときにお支払いする基本年金の合計額(介護加算年金は、この場合の支払合計額に含みません。)が初めて死亡時保証金額以上となる年金支払日の前日までの期間とします。

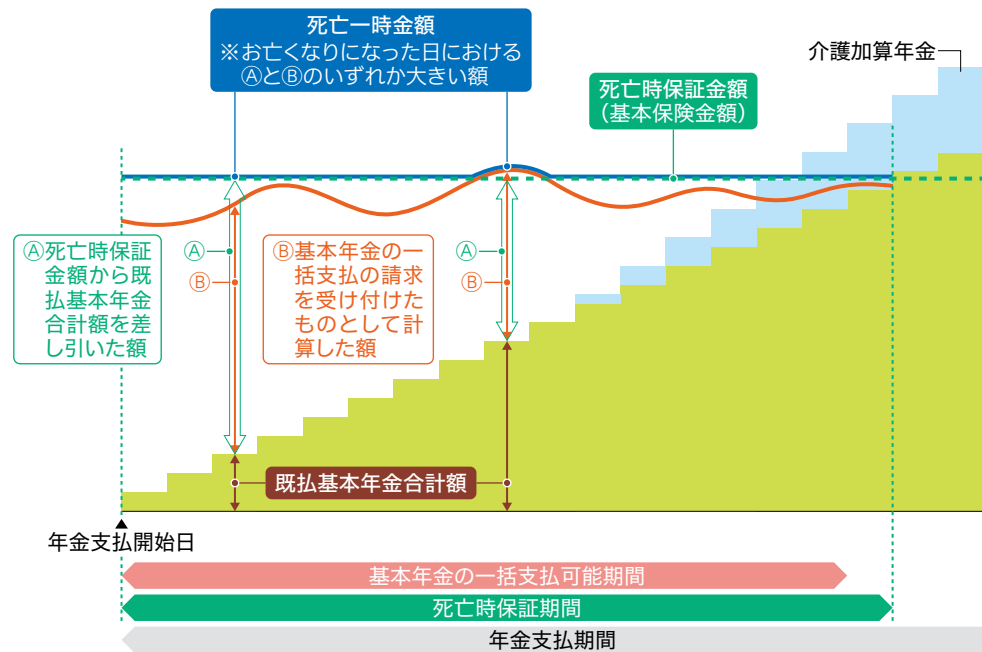
※2 死亡時保証期間中に基本年金の一括支払をした場合、死亡一時金のお支払いはありません。

※ 死亡保険金・死亡一時金をお支払いできない場合についてくわしくは注意喚起情報のP32「4 保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

※ 次の場合には、ご契約は消滅します。

- ・死亡保険金・死亡一時金をお支払いしたとき
- ・基本年金の一括支払後、死亡時保証期間中に被保険者がお亡くなりになったとき
- ・死亡時保証期間経過後の年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになったとき

〈死亡一時金額のイメージ図〉



※ 死亡一時金額の判定の際に死亡時保証金額から差し引く既払基本年金合計額に介護加算年金は含みません。

※ 死亡保険金のイメージ図についてはP16「2 この保険の特徴としくみ」の〈イメージ図〉をご覧ください。



- 死亡保険金・死亡一時金をお支払いできない場合についてくわしくは注意喚起情報のP32「4 保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

注意

基本年金の一括支払について

■ 年金支払開始日以後、死亡時保証期間中の最終の年金支払日前に、残存死亡時保証期間中の将来の基本年金および死亡一時金のお支払いに代えて、基本年金の一括支払をすることができます。

■ 基本年金の一括支払額は、基本年金の一括支払に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日における「残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額」および「死亡一時金の支払のために必要な額としてクレディ・アグリコル生命の定める方法により計算した金額」の合計額^{*}(以下、「基本年金の一括支払額の基準となる金額」といいます。)に基づき計算します。

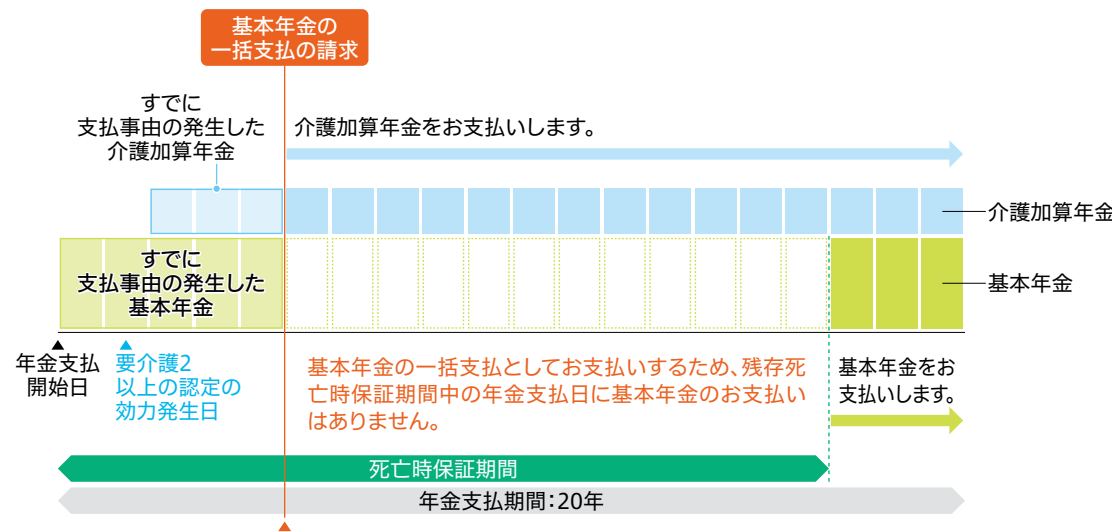
^{*} 死亡一時金額の判定の際に用いられる場合は、死亡時保証期間の最終の年金支払日以後は、残存死亡時保証期間中の未払の基本年金はないため、「残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額」はありません。

■ 基本年金の一括支払後、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合には、基本年金のお支払いを再開します。

※ 基本年金の一括支払額についてくわしくはP23「6 解約払戻金等について」をご覧ください。

〈基本年金の一括支払後の年金のお支払いのイメージ図〉

※ 年金支払期間20年、介護加算年金のお支払い開始後、年金支払期間の最終の年金支払日まで生存されている場合



注意

- 基本年金の一括支払額は、基本年金の一括支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となります。そのため、基本年金の一括支払額が基本年金の一括支払額の基準となる金額を下回る場合があります。
- 介護加算年金は、一括支払のお取り扱いはありません。そのため、基本年金の一括支払額の基準となる金額に将来の介護加算年金をお支払いするために必要な金額は含まれません。
- 介護加算年金は毎年ご請求いただく必要があります。

4 付加できる特約について

指定代理請求特約

■ 年金受取人が基本年金・介護加算年金を請求できないクレディ・アグリコル生命所定の事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として、クレディ・アグリコル生命の承諾を得て基本年金・介護加算年金を請求することができます。

保険料円入金特約

■ 米ドル建ての一時払保険料を円でお払い込みいただくことができます。

※ 取扱金融機関によっては、この特約をお取り扱いしないことがあります。

円支払特約(12)*

- 米ドル建ての解約払戻金、死亡保険金、一時払保険料相当額等を円でお支払いすることができます。
- ※ 年金については、この特約のお取り扱いはありません。年金円支払特約でのお取り扱いとなります。
- ※ 被保険者が公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が据置期間中に生じていた場合にお支払いする米ドル建ての一時払保険料相当額について円でお支払いするときも、この特約によるお取り扱いとなります。
- ※ この特約を適用して米ドル建ての将来お支払いする年金の原資となる額を年金支払開始時に一括して円に交換するお取扱いはありません。

年金円支払特約*

- 米ドル建ての年金額を各年の年金支払時に円に交換してお支払いすることができます。

年金額分割払特約(20)*

- 米ドル建ての年金額を円に換算し、その額を分割してお支払いすることができます。
- この特約を付加した場合、年金円支払特約があわせて付加されます。米ドル建てのまま年金額を分割してお支払いすることはできません。
- 分割回数は、年2回、年4回からご指定いただけます。ただし、米ドル建ての年金額の円換算額を分割した額が10万円に満たない場合は、その年の年金については分割払はお取り扱いしません。(分割払でのお取り扱いができない場合には、年金円支払特約により円換算した金額を一時金でお支払いします。)

* お取り扱い内容は、将来変更されることがあります。

〈クレディ・アグリコル生命所定の為替レート〉

- 各特約のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートは次のとおりです。

特約	換算基準日	クレディ・アグリコル生命 所定の為替レート
保険料円入金特約	受領日*1	TTM + 50銭
円支払特約(12)	・解約払戻金： 解約日 ・死亡保険金、死亡一時金、一時払保険料相当額*2： 請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日*3 ・基本年金の一括支払額： 年金支払開始日または請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日*3のいずれか遅い日	TTM - 1銭
年金円支払特約	年金支払日または請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日*3のいずれか遅い日	

- *1 クレディ・アグリコル生命がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を受け取った日。
- *2 「一時払保険料相当額」についてくわしくはP18「3 保障内容について」をご覧ください。
- *3 書類に不備がある場合は完備した日。
- ※ 上記の為替レートは2024年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※ TTM(対顧客電信相場仲値)は、クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関が公示する値を使用します。

5 積立金と積立利率について

積立金について

- 積立金とは、将来の基本年金、介護加算年金、死亡一時金および死亡保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、契約日における積立利率を適用して、経過した年月日数等により計算します。

積立利率について

- 積立利率は、毎月1回(1日)、次の計算方法により決定します。

積立利率

=

基準指標金利

+

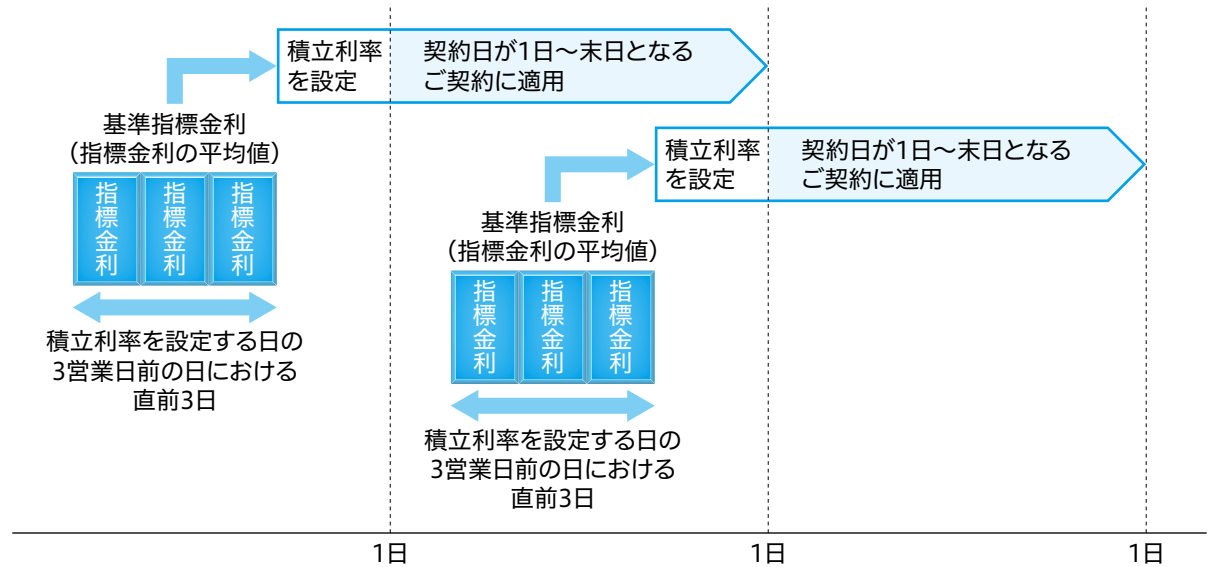
- 1.0% ~ + 1.0%

-

保険関係費率*1

- *1 「保険関係費率」とは、ご契約の締結・維持等に必要費用および死亡保障に必要な費用の率のことをいいます。
- 基準指標金利は、指定通貨(米ドル)に応じた指標金利のクレディ・アグリコル生命が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日(クレディ・アグリコル生命が指標金利を取得する3日に限ります。)における平均値のことをいいます。
- 指標金利は、契約日におけるクレディ・アグリコル生命の定める残存年数(年金支払期間別)*2に応じた米国債流通利回り*3となります。この場合、該当する年限がないときは線形補間により算出するものとします。
- *2 「据置期間の年数」に「年金支払期間の年数から1を差し引いた年数を2で除した年数」を加えた年数とし、1年未満の端数日は切り上げます。
【年金支払期間20年の場合】11.5年(2年 + {(20年 - 1) ÷ 2} 年)を切り上げて、契約日におけるクレディ・アグリコル生命の定める残存年数は12年となります。
【年金支払期間30年の場合】16.5年(2年 + {(30年 - 1) ÷ 2} 年)を切り上げて、契約日におけるクレディ・アグリコル生命の定める残存年数は17年となります。
- *3 流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りのことです。

〈積立利率の設定と適用の流れのイメージ図〉



- 契約日における積立利率が据置期間および年金支払期間を通じて適用されます。
- ※ 積立金と積立利率についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、最新の「積立利率」および「基準指標金利」については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル 0120-60-1221)にお問い合わせいただくか、Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)でご確認いただけます。



- ご契約に適用される積立利率は、契約日より定まります。そのため、契約日が申込日の翌月となった場合、申込日における積立利率と契約日における積立利率が異なることがあり、例えば、契約日における積立利率により計算した年金額が申込日における積立利率により計算した年金額を下回ることがあります。
- 契約日についてくわしくは注意喚起情報のP32「3 責任開始期・生命保険募集人の権限について」をご覧ください。

6 解約払戻金等について

解約払戻金について

■ 据置期間中であれば、いつでも解約することができます。解約した場合には、解約払戻金をお支払いし、ご契約は消滅します。なお、年金支払開始日以後は解約することができません。

■ 解約に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日^{*}を解約日とし、解約日の翌日から解約の効力が生じます。

^{*} 書類に不備がある場合は完備した日。

■ この保険では、一部解約のお取り扱いはありません。

■ 解約払戻金額は、解約日における積立金額に基づき、次の算式で計算した金額となります。

解約払戻金額

=

積立金額

×

市場価格調整率

−

解約控除の額

基本年金の一括支払額について

■ 年金支払開始日以後、死亡時保証期間中の最終の年金支払日前であれば、基本年金の一括支払をすることができます。

■ 基本年金の一括支払に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日^{*1}を請求受付日とします。

■ この保険では、年金支払開始時に年金でのお支払いに代えて年金原資を一括してお支払いするお取扱いはありません。

■ 基本年金の一括支払額は、請求受付日における基本年金の一括支払額の基準となる金額^{*2}に基づき、次の算式で計算した金額となります。

基本年金の
一括支払額

=

基本年金の一括支払額の
基準となる金額^{*2}

×

市場価格調整率

−

基本年金一括
支払控除の額

^{*1} 書類に不備がある場合は完備した日。

^{*2} 「残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額」および「死亡一時金の支払のために必要な額としてクレディ・アグリコル生命の定める方法により計算した金額」の合計額

市場価格調整について

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約払戻金額、基本年金の一括支払額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約、基本年金の一括支払の際の市場金利に応じて、解約払戻金額、基本年金の一括支払額が増減します。
- 市場価格調整率は次の算式により計算されます。

市場価格調整率

=

1 + 適用されている積立利率の基準指標金利^{*1}

1 + 計算の基準日^{*2}に適用される調整用基準指標金利^{*3}

残存月数^{*4}

12

【解約の場合】

^{*1} このご契約に適用されている積立利率の設定の際に適用された基準指標金利のことです。

^{*2} 解約日(死亡保険金額を判定する際は死亡日)とします。

^{*3} 解約日を契約日とみなして、契約日における残存年数を解約日における残存年数^{*5}とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用されることになる積立利率の計算の基準となる基準指標金利のことです。

^{*4} 「解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの月数」に「年金支払期間の月数から12を差し引いた月数を2で除した月数」を加えた月数とし、1か月未満の端数日は切り上げとします。

^{*5} 「解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの年数」に「年金支払期間の年数から1を差し引いた年数を2で除した年数」を加えた年数とし、1年未満の端数日は切り上げとします。

【基本年金の一括支払の場合】

^{*1} このご契約に適用されている積立利率の設定の際に適用された基準指標金利のことです。

^{*2} 請求受付日(死亡一時金額を判定する際は死亡日)とします。

^{*3} 請求受付日を契約日とみなして、契約日における残存年数を請求受付日における残存年数^{*5}とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用されることになる積立利率の計算の基準となる基準指標金利のことです。

^{*4} 「請求受付日からその日を含めて、年金支払期間の末日までの月数から12を差し引いた月数を2で除した月数」とし、1か月未満の端数日は切り上げとします。

^{*5} 「請求受付日からその日を含めて、年金支払期間の末日までの年数から1を差し引いた年数を2で除した年数」とし、1年未満の端数日は切り上げとします。

※ 市場価格調整率の計算にあたっては、「基準指標金利」を用います。(「積立利率」ではありません。)

※ 基準指標金利についてくわしくはP22「5 積立金と積立利率について」をご覧ください。また、最新の「調整用基準指標金利」については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル 0120-60-1221)にお問い合わせいただくか、Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)でご確認いただけます。

23

24

契約概要

解約控除・基本年金一括支払控除について

- 解約日、基本年金の一括支払の請求受付日が契約日から10年未満となる場合、解約控除、基本年金一括支払控除がかかります。
- 解約控除の額は次の算式により計算されます。

解約控除の額

=

積立金額または基本保険金額のいずれか小さい額

×

解約控除率

- 基本年金一括支払控除の額は次の算式により計算されます。

基本年金一括支払控除の額

=

基本年金の一括支払額の基準となる金額
または基本保険金額のいずれか小さい額

×

基本年金一括支払控除率

〈解約控除率・基本年金一括支払控除率〉

項目	解約控除率		基本年金一括支払控除率							
契約日 からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

※ 解約払戻金、基本年金の一括支払額についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



注意

解約する場合等におけるリスクについて

- この保険の解約払戻金額は、積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、**解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**また、基本年金の一括支払額は、基本年金の一括支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となり、**基本年金の一括支払額と既払基本年金合計額を合計した金額が一時払保険料を下回る場合があります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。
- 「解約日に適用される調整用基準指標金利」の変動および解約控除を反映した解約払戻金額の推移例、「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」の変動および基本年金一括支払控除を反映した基本年金の一括支払額の推移例については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お取り扱いにおけるご注意

- **この保険では、一部解約のお取り扱いはありません。**
- この保険では、年金支払開始時に年金でのお支払いに代えて年金原資を一括してお支払いするお取扱いはありません。

7 配当金について

- この保険には、配当金はありません。

8 諸費用について

- この保険にかかる諸費用については、注意喚起情報のP27「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。

9 契約時の引受条件について

項目	条件	
据置期間	2年	
年金支払期間	20年	30年
契約年齢 (契約日* ¹ における 被保険者の満年齢)	50歳～75歳	50歳～73歳
年金受取人(被保険者)	ご契約者	
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族	
指定通貨	米ドル	
一時払保険料 (基本保険金額・米ドル建て)	30,000米ドル以上、円換算で3億円* ² 以下(100米ドル単位)	
保険料円入金特約	300万円* ³ 以上、3億円* ² 以下(1万円単位)	
基本年金額	1,000米ドル以上	
介護加算年金額	基本年金額に50%を乗じた額	
死亡時保証金額	基本保険金額に100%を乗じた額	
保険料の払込方法	一時払のみ	
基本保険金額の増額	お取り扱いしません。	
契約者貸付	お取り扱いしません。	

*1 契約日は、クレディ・アグリコル生命の責任開始日(クレディ・アグリコル生命が一時払保険料相当額を受け取った日または告知の日のいずれか遅い日)となります。申込時に上記の上限年齢であっても、契約日時点で上限年齢を超える場合はお取り扱いできませんのでご注意ください。

*2 クレディ・アグリコル生命の定める定額個人年金保険のご契約については、同一被保険者あたりの基本保険金額(外国通貨建ての保険についてはクレディ・アグリコル生命所定の方法で円換算します)を通算して7億円(うち、介護給付のある定額個人年金保険のご契約については、通算して3億円)がお取り扱いの限度となります。

*3 米ドルに換算した基本保険金額が30,000米ドルを下回った場合でも、円でお払い込みいただく金額が300万円以上であればお取り扱いできます。(ただし、基本年金額が1,000米ドル以上であることが必要です。)

※ ご契約時の金利情勢等によってはお取り扱いできない年金支払期間がある場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

※ この保険の年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率、被保険者の年齢・性別、年金支払期間により計算されるため、お申し込み時には確定していません。個別のご契約の年金額等につきましては、ご契約後にお送りする保険証券にてご確認ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」の他、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

ご負担いただく諸費用について

この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「年金管理費用」となります。また「解約・基本年金の一括支払に必要な費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

※ この保険には、ご契約時に必要な費用(契約初期費用)はありません。

保険期間中にご負担いただく費用

項目	費用およびご負担いただく時期
保険関係費用 ご契約の締結・維持等に 必要な費用および死亡保 障に必要な費用等です。	積立利率を定める際に、あらかじめ保険関係費率(ご契約の締結・維持等に 必要な費用および死亡保障に必要な 費用等の率)を控除しております。

年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用 基本年金・介護加算年金 のお支払いや管理等に必 要な費用です。	支払年金額に対して 1%	左記の割合を乗じた金額 を、年1回の年金支払日に 控除します。

※「年金管理費用」は契約日に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、上記費用は2024年1月末現在のもの
であり、将来変更されることがあります。

解約・基本年金の一括支払に必要な費用

- 解約日、基本年金の一括支払の請求受付日が契約日から10年未満となる場合、契約
日からの経過年数に応じて、解約控除または基本年金一括支払控除がかかります。

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 解約する場合に必要な費 用です。	積立金額または基本保険金 額のうち、いずれか小さい 額に経過年数に応じた下表 の解約控除率を乗じた金額	解約日に控除します。

項目	費用	ご負担いただく時期
基本年金一括支払控除 基本年金の一括支払を する場合に必要な費用で す。	基本年金の一括支払額の基 準となる金額または基本保 険金額のうち、いずれか小 さい額に経過年数に応じた 下表の基本年金一括支払控 除率を乗じた金額	基本年金の一括支払の請 求受付日に控除します。

項目	解約控除率	基本年金一括支払控除率									
契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	
控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	

※ 解約・基本年金の一括支払について詳しくは、契約概要のP23「6 解約払戻金等について」をご覧ください。

外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を米ドルでお払い込みいただく際は銀行への振込手数料等の手数料を
ご負担いただく場合があります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわし
くは取扱金融機関にご確認ください。)
- 年金等の受取人が年金等を米ドルでお受け取りになる際には手数料をご負担いた
だく場合があります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融
機関にご確認ください。)
- 次の場合、下表のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートと米ドルのTTM(対顧
客電信相場仲値)^{*1}の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。
 - 「保険料円入金特約」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
 - 「円支払特約(12)」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
 - 「年金円支払特約」を付加し、年金を円でお支払いする場合

クレディ・アグリコル生命所定の為替レート	
「保険料円入金特約」の為替レート	受領日 ^{*2} のTTM + 50銭
「円支払特約(12)」の為替レート	換算基準日 ^{*3} のTTM - 1銭
「年金円支払特約」の為替レート	

*1 TTM(対顧客電信相場仲値)は、クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関が公示する値を使用し
ます。

*2 受領日とは、お払い込みいただいた一時払保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った日のことです。

*3 換算基準日について詳しくは契約概要のP21(クレディ・アグリコル生命所定の為替レート)をご覧ください。

※ 上記費用は2024年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

この保険のリスクについて

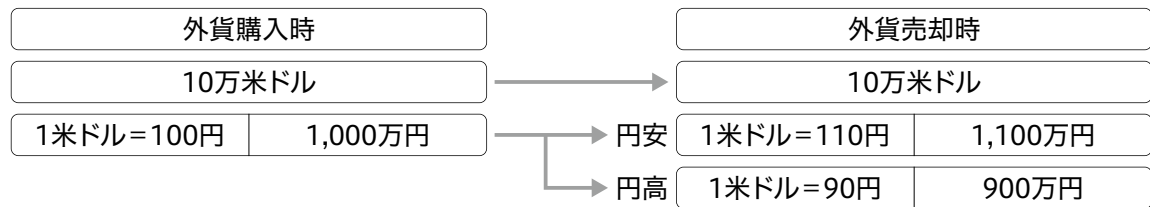
解約する場合等におけるリスクについて

■ この保険の解約払戻金額は、積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、**解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**また、基本年金の一括支払額は、基本年金の一括支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となり、**基本年金の一括支払額と既払基本年金合計額を合計した金額が一時払保険料を下回る場合があります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

為替リスクについて

■ この保険は、米ドル建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、**解約払戻金、死亡保険金、基本年金、介護加算年金、死亡一時金等をお支払時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をお払い込みいただいた時の為替レートで円換算した解約払戻金、死亡保険金、基本年金、介護加算年金、死亡一時金等の金額を下回る場合や、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した一時払保険料の金額を下回り損失が生じるおそれがあります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

〈為替リスクの例〉



1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

- この保険は、クーリング・オフ制度の適用対象となります。
- 申込者または契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面またはクレディ・アグリコル生命Webサイトのお手続きメニューによりクーリング・オフをすることができます(電話やファックスでのお申し出はできません)。この場合、クレディ・アグリコル生命は**お払い込みいただいた通貨でお払い込みいただいた金額を全額お返しします。**
- したがって、当初のご資金(通貨)が円の場合、「保険料円入金特約」の付加の有無により、下表のとおりクーリング・オフに伴い返金する際の通貨が異なります。

保険料円入金特約の付加 ^{*1}	当初のご資金(通貨)	クレディ・アグリコル生命にお払い込みいただく際の通貨	クーリング・オフに伴い返金する際の通貨
付加する	円	円 ^{*2}	円 ^{*4}
付加しない		指定通貨(米ドル) ^{*3}	指定通貨(米ドル) ^{*5}

- *1 取扱金融機関によっては「保険料円入金特約」をお取り扱いしないことがあります。
- *2 「保険料円入金特約」の付加に伴うクレディ・アグリコル生命所定の費用(通貨の換算に関する費用)をご負担いただきます。
- *3 取扱金融機関等で円から指定通貨(米ドル)に両替する場合、金融機関所定の手数料をご負担いただきます。また、お客さまの口座からクレディ・アグリコル生命の口座へ送金する際に手数料をご負担いただくことがあります(手数料は金融機関によって異なります。くわしくは金融機関にご確認ください)。
- *4 円でお払い込みいただいた金額の全額をお返しします。
- *5 指定通貨(米ドル)でお払い込みいただいた金額の全額をお返しします。なお、お受け取りになる際に、手数料をご負担いただくことがあります(手数料は金融機関によって異なります。くわしくは金融機関にご確認ください)。この場合、指定通貨(米ドル)で返金するため、当初のご資金が円で、取扱金融機関等で指定通貨(米ドル)に両替した場合は、以下により、返金額を円に換算した際に、**当初のご資金(元本)を下回るおそれがあります。**
 - ① 円から指定通貨(米ドル)への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ② 指定通貨(米ドル)から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および受け取りにかかる金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損(益)

- クーリング・オフのお申し出方法には、以下の2つの方法があります。

○ 書面によるお申し出方法

- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)に書面によりクレディ・アグリコル生命あてにお申し出ください。
- 書面には次の事項をご記入ください。なお、**個人情報保護のため、必ず封書でご郵送ください。**

【記載事項】 ① 書面送付先 ② 保険契約者(申込者)氏名(自署) ③ 保険契約者(申込者)フリガナ ④ 生年月日 ⑤ 住所 ⑥ 電話番号 ⑦ 申込番号 ⑧ 申込日 ⑨ 一時払保険料の金額 ⑩ 募集代理店 ⑪ クーリング・オフする旨の意思表示 ⑫ 保険契約者(申込者)ご本人名義の返金先銀行口座 ※ お払い込みいただいた通貨と同一の預金口座(外貨の場合は外貨預金口座)をご記入ください。	【記入例】 (米ドルでお払い込みいただいた場合) ① クレディ・アグリコル生命保険株式会社 行 ② 垂久里 太郎 ③ アグリ タロウ ④ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ⑤ 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇-〇〇 ⑥ 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ⑦ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑧ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ⑨ 100,000米ドル ⑩ 〇〇〇〇〇銀行 ⑪ クーリング・オフを行います。 ⑫ 〇〇銀行〇〇支店 (外貨普通預金) 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義 AGURI TARO
【書面送付先】 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター	

○クレディ・アグリコル生命 Web サイトのお手続きメニューによるお申し出方法

- クーリング・オフは、クレディ・アグリコル生命 Web サイトのトップページにあるお手続きメニュー「個人年金保険のクーリング・オフをご希望のみなさま」でのお手続き完了時（お手続き完了画面が表示されます）に効力を生じますので、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内に下記 Web サイトからお手続きください。

クレディ・アグリコル生命 Web サイト <https://www.ca-life.jp/>

- お手続き画面では、書面によるお申し出の際の記載事項と同項目をご入力いただきます。

※ クーリング・オフの書面の投函またはクレディ・アグリコル生命 Web サイトでのお手続き完了と行き違いに保険証券が到着した場合は、クーリング・オフ手続完了のご案内に同封の返信用封筒で保険証券をご返送ください。

- クーリング・オフに関するお問い合わせは、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター（フリーダイヤル 0120-60-1221）までご連絡ください。

2 告知義務について

- 契約者または被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。ご契約にあたっては、健康状態等について告知書*でクレディ・アグリコル生命がおたずねすることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知受領権はクレディ・アグリコル生命が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は告知を受領する権限がなく、募集代理店の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- 告知いただくことからは、告知書*に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、クレディ・アグリコル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。告知義務違反によりご契約を解除した場合には、たとえ保険金等の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合、解約払戻金（積立金額を上限とします。）を契約者にお支払いします。
- 責任開始日から2年を経過していても、2年以内に死亡保険金の支払事由が発生していた場合、2年以内に被保険者が解除の原因となる事実に基づいて公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。
- ご契約のお申し込みの際やご契約成立後に、クレディ・アグリコル生命の社員またはクレディ・アグリコル生命が委託した確認担当者が、申込内容等について確認させていただくことがあります。契約確認は保険金等の請求の際にも行われることがあります。

* 電子画面等に表示する方法を含みます。

※ 告知義務について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3 責任開始期・生命保険募集人の権限について

- クレディ・アグリコル生命が、お申し込みいただいたご契約をお引き受けすると承諾した場合には、一時払保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から、責任を開始します（責任開始日）。なお、この保険では、クレディ・アグリコル生命の責任開始日を契約日とします。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者（生命保険募集人）はお客さまとクレディ・アグリコル生命の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対してクレディ・アグリコル生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や、死亡保険金受取人または契約者の故意により被保険者を死亡させた場合、契約者または被保険者の故意または重大な過失や被保険者の犯罪行為、薬物依存により介護加算年金の支払事由に該当した場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
- 介護加算年金、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約が解除された場合
- 詐欺によりご契約が取り消しになった場合や、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 介護加算年金について、責任開始日前に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合や公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が年金支払開始日前に生じていたことによりご契約が消滅した場合
- 被保険者が、戦争その他の変乱により介護加算年金の支払事由に該当した場合または死亡した場合

介護加算年金、死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 被保険者が、戦争その他の変乱により介護加算年金の支払事由に該当した場合または死亡した場合でも、その原因により介護加算年金の支払事由に該当したまたは死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その影響の程度に応じ、介護加算年金または死亡保険金を全額または削減してお支払いします。

5 解約払戻金について

- 解約払戻金について詳しくは、契約概要のP23「6 解約払戻金等について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

6 生命保険会社が経営破たんに陥った場合等について

- クレディ・アグリコル生命の業務または財産の状況の変化により、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。
- クレディ・アグリコル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。

7 新たな保険契約への乗り換えについて

- 現在ご契約されている他の保険契約の解約・一部解約（減額）を前提に、新たな保険契約を申し込まれる場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。その他、現在のご契約の配当請求権が消滅したり、新たにお申し込みのご契約がお引き受けできない場合がある等、お客さまに不利益となることがあります。

8 借り入れを前提としたご契約について

- 保険料を借り入れて調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借り入れを前提としたご契約のお引き受けはしておりません。

9 年金・死亡保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・死亡保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について詳しくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。
- 国際制裁先に関する対応として、年金・死亡保険金等をお支払いできない場合等があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- クレディ・アグリコル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。



カスタマーサービスセンター

0120-60-1221

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)

10 税金のお取り扱いについて

外国通貨建て保険のお取り扱いについて

- この保険の税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下記の為替レートで外国通貨（米ドル）を円に換算したうえで円建ての生命保険と同様に取り扱われます。

対象		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料受領日	TTM(対顧客電信相場仲値)
年金	所得税の対象となるもの	年金支払日	TTM(対顧客電信相場仲値)
	贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権確定日	TTB(対顧客電信買相場)
解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約日	TTM(対顧客電信相場仲値)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日	TTM(対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となるもの		TTB(対顧客電信買相場)

※「保険料円入金特約」を付加した場合、一時払保険料は円でお払い込みいただいた金額が基準となります。
※「円支払特約(12)」、「年金円支払特約」を付加した場合で、クレディ・アグリコル生命が、解約払戻金、死亡保険金、年金等を円でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が基準となります。

生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。
- ※ その年の生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、保険料は一時払のため、**ご契約の年**(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります。一時払契約は12月末までのお払い込みでも、契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)のみ控除の対象となります。**なお、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。**
- ※ 年金受取人および死亡保険金受取人が契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。

解約の差益に対する課税

年金種類	税金の種類
介護加算付死亡時保証金額付有期年金	所得税(一時所得)+住民税

基本年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の基本年金支払時	所得税(雑所得)+住民税
	基本年金の一括支払時	

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、年金支払開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

介護加算年金に対する課税

- 所得税および住民税が非課税となります。

死亡保険金・死亡一時金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税



注意

- 外国通貨でお支払いする年金等に源泉徴収税額が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外国通貨に換算し、年金額等から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「保険料受領日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外国通貨でお支払いする税引き後の年金の支払総額等が、一時払保険料(外国通貨)を下回ることがあります。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されます。
- 税務については、2024年1月末現在の税法・税務取り扱いに基づく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取り扱いについては、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。

11 生命保険に関する苦情・相談について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。



クレディ・アグリコル生命

カスタマーサービスセンター

☎ 0120-60-1221

受付時間：
月～金曜日 9:00～17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)

- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
※ 「生命保険相談所」または全国各地の「連絡所」への連絡先については、上記ホームページアドレス、または、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル 0120-60-1221)でご照会ください。
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

CORPORATE PROFILE



クレディ・アグリコル・グループについて

クレディ・アグリコル・グループは
フランスを本拠とする総合金融グループとして
世界各国で金融サービス事業を展開しています

WORKING EVERYDAY IN YOUR INTEREST
AND FOR SOCIETY



クレディ・アグリコル・グループは、19世紀後半にフランス農家の資金調達ニーズに応えるために創業されました。現在では、フランス最大のリテール・バンクであるとともに、欧州を代表するユニバーサル・バンクのひとつとしてグローバルに事業を展開する世界有数の総合金融グループとなっています。

クレディ・アグリコル・グループの
保険事業について

クレディ・アグリコル・グループの保険事業を担う
クレディ・アグリコル・アシュアランス(CAA)は
フランス国内最大の保険会社であり
ヨーロッパにおけるバンカシュアランスのリーディングカンパニーです

クレディ・アグリコル・アシュアランスは、約40年にわたりバンカシュアランス(銀行窓口における保険販売)のパイオニアとして、お客さまのニーズに基づいた効率的かつ有用なソリューションを提供することにより、フランス国内において生命保険ビジネスを確立してきました。またフランス国外においても、バンカシュアランス事業を積極的に展開しています。これからも貯蓄と保障に特化したソリューションを提案し、総合的かつ多様な保険会社を目指してまいります。



クレディ・アグリコル生命について

クレディ・アグリコル生命の個人年金保険と団体信用生命保険は
約50の提携金融機関にて取り扱われています

クレディ・アグリコル生命は、クレディ・アグリコル・グループの一員として、ヨーロッパで培ってきたバンカシュアランスの経験やノウハウを積極的に活用し、日本の保険市場に適合した「シンプル」、「革新的」かつ「有益」な商品およびサービスを提供してまいります。



会社概要	社名	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	(英文名称)	Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.
2023年	4月1日	設立日
現在	資本金	11,000百万円(資本準備金含む)
	株主	クレディ・アグリコル・アシュアランス・エス・エー(出資比率100%)

コンフィ(Confi):「信頼」を意味するフランス語のConfianceより命名

日本における3つの事業

クレディ・アグリコル・グループは日本において
約90年にわたり「銀行・証券」「資産運用」そして
「生命保険」の分野で活動しております



*1 Crédit Agricole S.A. 2022 KEY FIGURESより抜粋 *2 Crédit Agricole Assurances Universal Registration Document 2022より抜粋